

[事案 2024-333] 満期金一括受取請求

・令和7年9月18日 和解成立

<事案の概要>

満期金を一括で受け取ることを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年4月に契約した米ドル建個人年金保険について、令和3年4月が年金開始日であったところ、令和4年6月に保険会社に連絡したが、満期金を一括で受け取ることができなかった。しかし、以下の理由により、満期金を一括で支払ってほしい。

- (1) 担当者からは、一括受取りのためには手続が必要になる旨の説明がなかった。
- (2) 保険会社は、満期の案内を複数回送ったと主張するが、一切届いていない。請求書類の返送がなかった時に自分に電話してくれていれば、問題になることはなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本約款では、一括受取りについて、年金開始日の前日までに申し出ることを選択ができるとしている。
- (2) 契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼パンフレットにも、年金開始日の前日までに申し出ること年金受取りの選択ができるとしている。
- (3) 当社の規定では、年金開始日の前日までに一括受取りの申し出を行う必要があるが、年金開始日後1年以内に申し出があった場合には例外取扱いをしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。